自動車ターミナル法第十一条第一項の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類	
自動車ターミナル法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第五条第二項各号に掲げる事項		
法第二十九条の十	倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録に係る部分	倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第七条第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条の二第三項各号に掲げる書類
	倉庫業法第八条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項	

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項及び第二十九条の十一第一項に規定する業務に関する事項 十一～十八　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務に関する事項 十一～十八　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）